

## 14 扶養増の事由発生日及び申告に必要な添付書類等

## 増 共通書類

- ① 扶養事実届出書  
 ② 住民票※(続柄記載のある世帯全員のもの)  
 ③ 組合員・その他扶養義務者・扶養認定対象者の課税(非課税)証明書(控除額等詳細がわかるもの)…収入のない20歳未満の生徒・学生は不要  
 ④ 在学証明書(高校生以上の生徒・学生は必要)  
 ⑤ 健康保険資格喪失証明書(原本)または国民健康保険証(写し)

事由	事由発生日	事由別提出書類
採用	採用された日	認定対象者と状況により異なる
出生	出生の日	④⑤は不要、配偶者が被扶養者のときは①③も不要 配偶者が被扶養者でない場合は①に同意の記載が必要
婚姻	婚姻届受理日又は同居日のいずれか遅い日	戸籍全部事項証明書又は受理証明書等 離職や雇用保険の受給が伴う場合や収入がある場合は状況により書類が異なる
離職	原則として退職日の翌日	退職日が確認できる書類写し 雇用保険受給状況により書類が異なる
雇用保険受給終了	雇用保険支給終了日の翌日	雇用保険受給資格者証写し(全面)
収入減少	収入が減少したことが確認できる日	状況により異なる 雇用契約や労働条件の変更が確認できる書類写し、給与明細写し、源泉徴収票写し、確定申告一式(受付印のあるもの)写し、年金の通知写し、配当の通知写し、その他
傷病手当金受給終了	傷病手当金受給終了日の翌日	当該健康保険発行の受給終了日が確認できる書類写し
扶養者の変更	場合により異なる	子の場合、配偶者が扶養手当を受給していないことが確認できる書類(給与明細写しまたは扶養手当不支給証明書等)。ただし扶養手当の支給年齢対象外の子(22歳到達後最初の3月31日後の子)の場合は省略可 その他状況により書類が異なる
同居	住民票に記載された同居の日	戸籍全部事項証明書又は受理証明書等、源泉徴収票写し、確定申告一式写し、年金額がわかる書類、離職や雇用保険の受給が伴う場合や収入がある場合は状況により書類が異なる
養子縁組	戸籍に記載された日又は同居日のいずれか遅い日	戸籍全部事項証明書又は受理証明書等、源泉徴収票写し、確定申告一式写し、年金額がわかる書類、離職や雇用保険の受給が伴う場合や収入がある場合は状況により書類が異なる
個人事業の廃止	廃業日の翌日	税務署等に提出の廃業届写し、確定申告一式写し、その他状況により書類が異なる

認定に必要な書類は状況により異なります。必要に応じて上記のほかに各種証明書等を提出していただきます。

※住民票に外国籍の方を含む場合は外国籍の方の国籍、在留資格、在留期間、満了の日等が記載されているもの